**【資料１】施設概要書**

本件の対象地及び施設の概要は以下のとおりです。

**１．施設概要**

【敷地】

所在地　　　茨城県結城市大字小田林1166番地1（代表）

敷地面積　　6073.39 ㎡

所有者　　　結城市（一部借地有）

都市計画に　市街化調整区域

による制限　用途地域　指定なし　　建ぺい率　80%　容積率　400%

防火地域　指定なし

インフラ　 公共下水道　区域外（合併浄化槽）

公共水道

ハザードエリア　洪　　水：想定区域外

　　　　　　　　内　　水：浸水深　1.0ｍ未満　(時間当たり最大雨量67mm/hr)

土砂災害：想定区域外

【建物】

名称　　　　結城市障害者福祉センター

延床面積　　864.00㎡

構造　　　　鉄筋コンクリート造

階数　　　　地上1階

竣工年度　　平成１２年３月

　改修・修繕履歴　　大規模修繕未実施

　図面　　　　紙のみ

**２．交通アクセス**

公共交通機関を利用の場合

JR水戸線 小田林駅から車で約５分（1.8ｋｍ）

　　〃　 結 城 駅から車で約9分（3.4ｋｍ）

**３．施設の現状（写真）**

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 全景 | 内観（廊下） |
|  |  |
| 内観（機能回復訓練室） | 内観（作業訓練室） |
|  |  |
| 内観（調理室） | 内観（事務室） |

**【資料２】公募条件の概要(案)**

**１．指定管理者とする事業者の条件**

(1) 対象者の要件（サウンディングの対象者）

① 本事業に関心のある（又は関心があり、事業の実施主体となる意向を有する）法人又は法人のグループ（個人での応募はできません。）を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

・ 参加申込書提出時点で、結城市建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成15年5月30日訓令第9号）に基づく指名停止を受けている者

・ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者

・ 法人等の役員が次のいずれかに該当している事業者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらと密接な関係を有する者

イ　結城市建設工事暴力団排除対策措置要領（令和3年1月10日訓令第3号）に基づく入札への排除措置を受けている者

・ 国税及び地方税を滞納している事業者

・ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している事業者

②茨城県内又は近隣市町村に事業所（本社、支社又は営業所等）を有すること。

**２．運営に関する条件**

(１) 施設の運営開始日は、令和6年4月1日とする。

(２) 指定管理者として指定を受けた事業者自らが運営すること。

(３) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（B型）事業を必須業務とし、少なくとも建物の法定耐用年数を経過するまで継続すること。

なお、必須業務の実施に差し支えない場合に限り、障害者総合支援法第5条に定める他の障害福祉サービスを実施することは妨げない。

(４) 指定管理開始前の利用者の継続利用については、利用者本人の意思を尊重し、正当な理由なくこれを拒むことがないようにすること。

(５) 臨時休館及び開館時間の変更については、結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年結城市条例第10号）により設定すること。

(６) 職員の配置に当たっては、障害福祉サービスの事業内容と定員に応じ、法令等の基準を満たすとともに、安定的かつ十分な支援を実施するために必要な職員を配置すること。

なお、現指定管理者に雇用され、当該施設に配属されている職員のうち、指定管理後も引き続き就労することを希望する者については、できるだけ雇用を継続するとともに、現行の賃金水準の維持に努めること。

また、職員を新たに雇用する場合は、結城市内の居住者から雇用するよう努めること。

(７) 法令等で定める負担及び食費等に係る実費負担以外の利用者負担は徴しないこと。

(８) 利用者、家族との話し合いの場を設け、定期的に施設運営やサービス等について意見を聴取するとともに、意見や要望については、真摯に受け止め、誠意をもって対応すること。

(９) 地域関係者との話し合いの場を設け、定期的に施設運営等について意見を聴取するとともに、地域住民との交流行事を設けるなど、地域に根差した施設づくりに努めること。

(10) 食材料及び燃料など日常的なものを購入する場合は、結城市内に本社・本店などがある事業者から購入するよう努めること。

**３．物品に関する条件**

(1) 現在、 施設で使用している物品のうち、結城市が所有するものについては、原則として無償で貸与する予定である。

指定管理者にて新たに物品を持ち込む場合には、市所有物と混同しないよう、所有者がわかるようにすること。

(2) 機械設備等に係るリース契約については、原則とし契約満了時まで引き継ぐこと。

なお、契約満了を待たずして解約する場合、これに伴い発生する違約金等は、運営事業者の負担とする。

**４．施設の将来的機能**

(1) 障害者支援の「拠点」となる地域交流の場、障害の有無に関わらず誰もが集える居場所づくり（障害者の社会参加の促進、地域交流等）。

(2) 障害分野の総合的かつ専門的な相談支援機能の充実及び多様な主体による支援ネットワークの構築。

(3) 障害者自立支援のための新たなサービスの拡充（訓練、就労支援等）。

**５．その他に関する条件**

(1) 施設については、現在、福祉避難所として指定されているが、指定を継続する可能性があるため留意すること。

(2) 指定管理者として業務開始直後における安定的な施設運営に支障を来さないよう、遅くとも移行の3か月程度前には、現在の指定管理者との打ち合わせを開始するなど、引継ぎには万全を期すること。

**【資料３】平面図（本棟のみ）**



◆各スペースの面積

【本棟】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【別棟】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作業訓練室 | 180.00 | ㎡ | 食堂 | 63.00 | ㎡ | 事務室 | 57.00 | ㎡ |  | 倉庫 | 36 | ㎡ |
| 機能回復訓練室 | 78.30 | ㎡ | 調理室 | 45.00 | ㎡ | ロビー・ほか | 179.35 | ㎡ |  | 駐輪場 | 10 | ㎡ |
| 談話コーナー | 51.21 | ㎡ | 更衣室 | 15.41 | ㎡ | ピロティ | 90.00 | ㎡ |  | **別棟合計** | **46** | **㎡** |
| 相談室 | 12.00 | ㎡ | 浴室・脱衣所 | 41.59 | ㎡ | **本棟合計** | **864.00** | **㎡** |  | **本棟+別棟** | **910** | **㎡** |
| 医務室 | 12.00 | ㎡ | トイレ | 39.14 | ㎡ |  |  |  |  |  |  |  |